

令和7年度知立市地域防災計画の修正について（要旨）

1. 知立市地域防災計画（以下「市計画」という。）修正の根拠

市町村は、防災に関する計画を作成する責務があり、市町村防災会議において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないことになっている（災害対策基本法第5条ほか）。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）抜粋

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

（市町村防災会議）

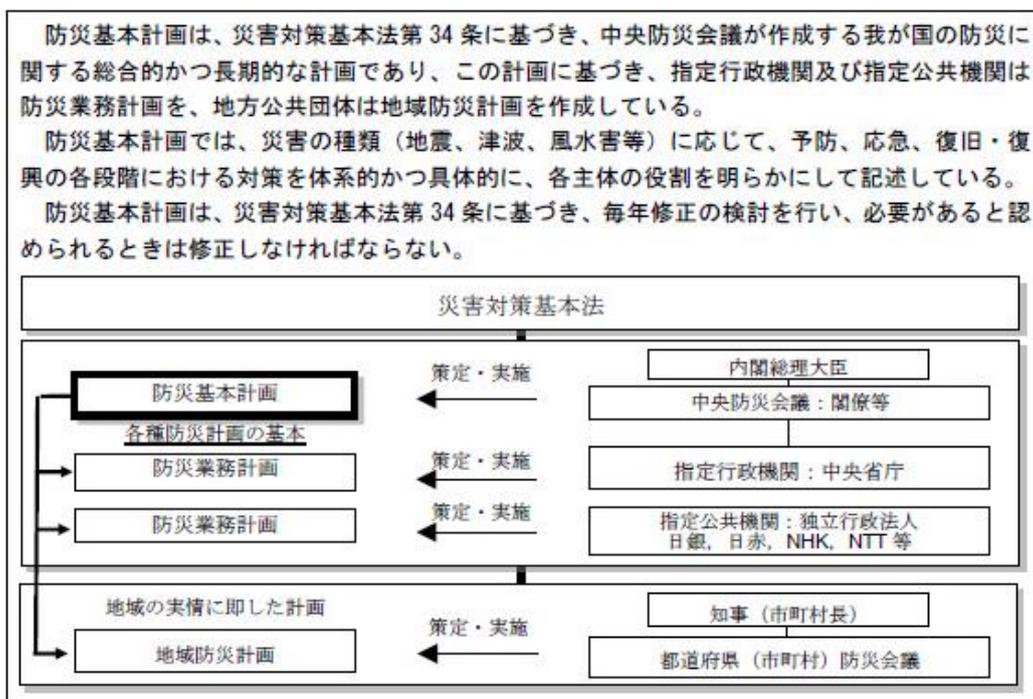
第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

2. 防災計画の体系（内閣府防災情報のページより引用）



3. 今回の修正事項

(1) 愛知県地域防災計画（以下「県計画」という。）の変更に伴うもの

愛知県の新たな取組等に係る主な修正事項

1 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正及びスフィア基準を取り入れた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応について修正。

【市計画修正箇所】

●地震編	第2編	第7章	第1節	避難所の指定・整備	第1項	p 66
	第3編	第7章	第2節	防疫・保健衛生	第1項	p 156
	第3編	第10章	第1節	避難所の開設・運営	第2項	p 170
●風水害編	第2編	第9章	第1節	避難所の指定・整備	第1項	p 48
	第3編	第6章	第2節	防疫・保健衛生	第1項	p 124
	第3編	第9章	第1節	避難所の開設・運営	第3項	p 138

【新旧対照表】

- 地震編 p9, 17, 19
- 風水害編 p10, 20, 21

2 情報の収集・連絡体制の整備に係る修正

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、市において、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることについて追記。

【市計画修正箇所】

●地震編	第2編	第5章	第1節	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	第3項	p 56
	第2編	第7章	第1節	避難所の指定・整備	第1項	p 67
●風水害編	第2編	第7章	第1節	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	第5項	p 39
	第2編	第9章	第1節	避難所の指定・整備	第1項	p 49

【新旧対照表】

- 地震編 p4, 5, 10
- 風水害編 p4, 10

3 その他

軽微な用語の修正を行った。